

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 勤務間インターバル制度 —

Q: 勤務間インターバル制度が話題になっていますが、当社も導入しなければならないのですか？

A: 勤務間インターバル制度とは「**勤務終了時刻から翌日の勤務開始時刻までの時間を一定以上確保する制度**」で、労働者の健康への影響の観点から休息や必要な睡眠時間を確保する手法です。現在、法律上の規制はないので、導入や内容については会社で独自に決定できます。

| 通常 | 勤務終了時刻 | 通常の始業時刻 |
|-------------|--------------|---------|
| 勤務 (残業) | | 勤務 |
| 【勤務間インターバル】 | (始業時刻を繰り下げる) | |
| 勤務 (残業) | ←勤務間インターバル→ | 勤務 |

翌日の始業・終業時刻を両方繰り下げる場合、翌日の労働時間は所定通りです。前日の残業が大幅に長引くと翌日以降の始業・終業時刻も繰り下げなければならなくなるおそれがあるので、一定の条件・限度等を設ける必要があるでしょう。また、繰り下げたことにより労働時間が深夜にわたった場合は割増賃金が発生します。

翌日の始業時刻のみ繰り下げ終業時刻は変更しない場合、翌日の所定労働時間は短縮されます。同じ労働量なら翌日の所定労働時間内より当日残業する方が時間外割増を得られるとして必要のない残業をすることも考えられるので、事前許可制など残業の手の再確認・整備も大切です。

協会けんぽより お知らせ

「被扶養者資格の再確認」の実施について
平成 29 年 5 月下旬から 6 月中旬より、順次、被扶養者のリストが事業主様へ送付されます(提出期限 7 月 31 日)。



法改正ニュース

— 高額療養費の上限額変更 (70 歳以上) — (平成 29 年 8 月～)

◆適用区分・現役並み (課税所得 145 万円以上の方)

| | 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
|-----|-----------------|---|
| 従前 | 44,400 円 | 80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円> |
| 変更後 | 57,600 円 | 80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円> ※変更なし |

◆適用区分・一般 (課税所得 145 万円未満の方)

| | 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
|-----|--|--|
| 従前 | 12,000 円 | 44,400 円 |
| 変更後 | 14,000 円 (年間上限 144,000 円) | 57,600 円 <多数回 44,400 円> |

※適用区分が住民税非課税の方については変更なし。
※平成 30 年 8 月にも変更が予定されています(同時期に高額介護合算療養費の限度額引き上げも予定)。



最近のニュースから

労働法令違反で書類送検の企業名を HP で公表 厚労省

厚生労働省は、労働関係法令違反の容疑で書類送検された企業名を同省のホームページで公表した。2016 年 10 月から今年 3 月までに書類送検された 334 社を掲載しており、各労働局が公表したものが一覧になっている。掲載期間は 1 年で随時更新する。